

岩手県告示第242号

海岸休養施設条例（平成11年岩手県条例第31号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県立種市漁港海岸休養施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額
- 2 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表2に掲げる額
- 3 利用料金の適用年月日

平成25年4月1日

表1 休養施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金
キャンプ広場		1日までごとにテント1張につき	円 1,000
駐車場		4輪以上の自動車1台1回につき	0
ロッカー		1回につき	100
シャワー	小学校児童及び中学校生徒	1回につき	100
	その他の者	1回につき	200

備考1 幼児のシャワーに係る利用料金は、無料とする。

2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

1件1日につき1,000円
